

相談の受付件数

令和2年1～3月の受付件数は計101件。
 (うち北海道0件、東北0件、関東47件、北陸0件、中部18件、近畿23件、中国0件、四国0件、九州13件、沖縄0件)

相談者の属性

相談者の属性は、全101件のうち、
 建設業者(元請)54件、建設業者(下請)21件、建設業者(その他)7件、
 発注者(公共)6件、発注者(民間)2件、不明7件、その他4件

【相談内容分類】		件数
建設業法全般	①技術者関係	9
	②建設業許可関係	11
	③その他建設業法関係	30
社会保険全般	④社会保険加入関係	20
	⑤法定福利費関係	18
	⑥その他社会保険関係	1
品確法その他 全般	⑦請負契約関係	18
	⑧その他	11

※各相談内容は、上記①～⑧の分類うち、複数の内容に該当するものもあるため、全相談件数と一致しない場合があります。

主な相談内容その1

- ビル新築工事における電気工事を4,000万円で請負い、施工するにあたり、下請負人の社員を職長・現場責任者として配置することは可能か。技術者は現場に常駐しなければならないのか。
 - ➔ 主任技術者は貴社と直接的かつ恒常的な雇用関係がある社員を設置する必要があるため、**下請負人の社員を貴社の主任技術者とすることは不可**。なお、公共性のある工作物に関する建設工事で3500万円以上(建築一式工事の場合は、7000万円)の工事を請け負った場合は、**主任技術者又は監理技術者は、その現場に専任する必要がある、他現場との兼務は不可(建設業法第26条第3項)**。ただし、研修への参加や休暇の取得等といった合理的な理由により一時的に現場を離れることは差し支えない。
- 監理技術者の専任について、工事が完工して発注者に引き渡したが、同件工事に追加工事が必要となり、その工事が今年夏まで着工できない。この場合、今夏着工まで当該監理技術者を一時的に別の工事の技術者として配置できないか。
 - ➔ 現場着手前や全面的工事一時中止、工事完成後で事務手続き及び後片付けのみ、工場製作のみといった期間であれば、専任を必ずしも要しないとされているため、**発注者の了解・承諾を得て専任としないことは可能**。(監理技術者制度運用マニュアル：http://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/sosei_const_tk1_000002.html)
- 現場代理人と営業所専任技術者は兼務が可能か。主任技術者と営業所専任技術者はどうか。
 - ➔ 現場代理人の配置については建設業法の規定はなく、あくまで請負契約書上の取り決めに基づき常駐等の配置の判断がなされる。一方、営業所専任技術者は営業所への常勤が求められていることから、現場代理人として現場に配置される場合は、営業所への常勤性が損なわれない範疇において配置されなければならない点に留意する必要がある。**主任技術者と営業所専任技術者は原則として兼務できないが、特例として、当該営業所において請負契約が締結された建設工事であって、工事現場と営業所が近接している等の条件が満たされる場合に兼務が認められる**。(監理技術者制度運用マニュアル：http://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/sosei_const_tk1_000002.html)

主な相談内容その2

- 建設業法第19条には、書面を相互に交付することが書かれているが、原本を1通作成し、コピーを持ち合うことは認められるか。
 - ➔ 単なるコピーの交付では、建設業法第19条で求められている「署名又は記名・押印のうえ相互に交付」の要件を満たすとは認められない。
- 当社と下請会社との間での請負契約は、基本契約書を交わした上で注文書、請書の取り交わしにより行っている。今般、契約済みの下請工事に関し、工期のみ変更が生じたが改めて注文書、請書の取り交わしが必要となるのか。
 - ➔ 建設業法第19条第2項では、請負契約の内容を変更するときは、変更内容を書面に記載し、署名又は記名押印をして相互に交付しなければならないと定めている。工期のみ変更が生じた場合でも、請負契約の内容の一部となるので、書面の相互交付による契約変更が必要となる。
- 当社はある現場の2次下請だが、一時的に一人親方に当社に出向してもらい現場作業を手伝ってもらうことを考えている。この場合、一人親方が加入すべき社会保険はどのように扱うのが適切か。
 - ➔ 建設業の労働者を労働者派遣法に基づいて派遣することや、単なる肉体労働力として他の業者に提供することは法律で禁止されている（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第4条）。そのため、注文主（この場合は2次下請けの貴社）と一人親方との間で適正な契約を結ぶ必要がある。一人親方として契約を結ぶ場合は請負契約で貴社の指揮命令を受けず「工事を完遂したら報酬を支払う」契約となり（民法632条）、この場合は一人親方として適正な社会保険の加入が必要となる。一方で、貴社の指揮命令を受けて現場作業を行わせる場合は、雇用契約を結ぶ必要がある。また、雇用契約を締結した場合は貴社が加入している社会保険に加入する必要がある。
- 建設業において保険加入を推進しているのはなぜか。
 - ➔ 建設業は他産業と比べ、社会保険の加入状況が低く、適正に法定福利費を負担している企業が競争上不利となる不健全な状態を改善する必要があること、労働者の就労環境を改善し、若年者の入職の減少に歯止めをかける必要があることなどから社会保険加入を徹底している。また、社会保険の原資となる法定福利費が、発注者から元請、下請業者まで適正に支払われるよう、内訳明示された見積書の作成指導やこれらを反映し適正な請負契約が締結されるよう、国交省はガイドライン等作成し、機会あるごとに確認・指導を行っている。
(建設業における社会保険加入対策について：
https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/totikensangyo_const_tk2_000080.html)